

令和4年度第1回食の安全安心審議会

日 時：令和4年7月7日（木）午後2時から午後3時30分まで

場 所：徳島県庁 10階 大会議室

出席者：加渡 いづみ、内山 眞弓、吉田 妙子、喜島 寧子、大久保 秀幸、藤村 松男、
川口 桂乃、武野 香澄、高津 廣美、斎藤 正治、山田 靖仁、谷野 圭助、
稲木 俊生、高橋 章、松村 晃子、石本 寛子

【Webでの出席】乃一 由子、犬伏 知子、関澤 純、岡崎 貴世

発言者	議事内容
進行	<p>定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年度第1回徳島県食の安全安心審議会を始めさせていただきます。</p> <p>本審議会は、委員総数25名のうち、過半数の20名の方に御出席いただいております。徳島県食の安全安心推進条例 施行規則 第10条第2項の規定により、本審議会が成立していることを御報告させていただきます。なお、会長及び御希望のあった委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、インターネット回線によるWeb会議での御参加をお願いしております。</p> <p>さて、この「審議会」につきましては、報道関係の方に公開しております。また、今回は一般傍聴の方が1名来られております。審議会の議事内容につきましては、後日、県のホームページで公開することとしており、議事録作成のため録音をしております。また、記録資料といたしまして、写真の撮影をしております。御了承ください。</p> <p>開会に当たり、政策監から御挨拶を申し上げます。</p>
政策監	<p>会長さんはじめ、委員の皆様方には大変お忙しい中、また非常に猛暑の中、審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の食の安全安心行政はじめ、県政各般にわたり格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルスについては、しばらく減少傾向でしたが、ここ2、3日、百人を超しており、また東京の方でも先日は8千人という、何カ月ぶりかの感染者が確認されています。しばらく小康状態でしたが、若干、今、また増えてきている状況です。でもその中にありましても、皆さんが日頃からそれぞれの立場から感染拡大の防止、また日常生活や社会経済、社会活動の維持の両立について大変御尽力をいただいております。改めて</p>

敬意を表し、感謝を申し上げます次第でございます。

そのような中、今月末から、競技の開始が23日から、それから、本県で総合開会式が行われます、インターハイでございます。四国四県と和歌山県で開催されます。本県では陸上競技、女子のバレーボールなど6競技と総合開会式が行われ、全国から、多数の選手、監督、それから御家族の皆様方、多くの観客の来訪を見込んでおります。多くの方に安心して参加いただけるよう、食品衛生監視指導計画の重点監視に盛り込み、保健所職員の皆さんが弁当製造施設や宿泊施設約100施設に立ち入りし、食品の衛生的な取扱い、また従事者教育の徹底等について、監視指導の強化に努めているところです。食品業界では昨年6月の食品衛生法の大規模な改正の完全施行から一年が経過し、またウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据えた対応が求められているところです。食品表示では、今年3月には輸入あさりや椎茸の原産地の考え方が改正され、4月からは全ての加工食品に原料原産地の表示が必要となっています。

県としては皆様の御指導やお力添えをいただきながら、食の安全、安心の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。本日は食品衛生監視指導計画と食品表示適正化計画のそれぞれ令和3年度の実施結果について御審議いただく予定です。限られた時間でございますが、委員の皆様には忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。

- | | |
|-----|--|
| 進行 | 続いて、本日ウェブ会議で御参加の会長さんから一言申し上げます。 |
| 会長 | 今年も残念ながらオンラインで参加させていただきます。暑くなりますが皆さん御健康に留意していただき、御活躍いただけますように。副会長様に進行をお願いしています。よろしく申し上げます。 |
| 進行 | ありがとうございました。副会長に進行をお願いします。 |
| 副会長 | 議題1の令和3年度徳島県食品衛生監視指導計画実施結果（案）について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 令和3年度徳島県食品衛生監視指導計画の実施結果について、1ページ、資料1-1、概要に沿って説明します。
まず一つ目の重要度別監視指導の実施状況について、資料の16、17ページの別紙も参考にしてください。監視目標数の設定については、食中 |

毒の発生頻度やリスクに応じて別紙2のように業種をAからDに分類して、監視頻度別にランク設定をして実施しています。例えば、一番上の例にしますと、前年度に行政処分を受けた施設についてはAランク、年2回の標準監視で該当施設は2つありましたので、目標監視数は4回という算出方法になっています。その他の業種も同様です。一番下のEランクについては随時監視としています。

それでは前の1の1に戻ってください。令和3年度は目標監視数6,613回に対し、実績は4,835回の監視指導を実施し、目標に対し73.1%の達成率です。また随時監視は、と畜場や食鳥処理場のような毎日監視を行う施設、また届出施設を対象としており、のべ3,435回の監視を行っています。今回、目標監視数を達成できなかった要因として、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大が影響しています。大きな流行があったため、保健所のマンパワー不足及び営業所の営業者の事情により、積極的な施設立ち入りが行えなかったこと、中でも飲食店営業の店舗における立ち入りができなかったことが挙げられます。

要指導施設数は269施設であり、昨年の233施設より増加しています。これは法改正によりHACCPが義務付けられたことや、新たに対応が必要になったことへの指導により、要指導の施設数が増えています。未達成の業種について、今年度は重点的に監視指導を実施して行きたいと考えています。

次に二番目の主な監視指導の内容について、6ページからの資料も参考に御覧ください。まず、(1)の改正食品衛生法に関する周知および指導について、令和3年6月に食品衛生法が完全施行されたことから、食品事業者に対して県ホームページにおいて改正内容について周知を行うとともに、説明会や施設監視時にHACCPに沿った衛生管理及び営業許可業種の見直しと営業届出制度の創設を中心とした、法改正内容の説明や指導を行っています。特にHACCPに沿った衛生管理について、食品衛生協会と連携し、HACCP相談窓口の設置やHACCPアドバイザーによる助言を行い、小規模な食品事業者へのHACCPに関する知識普及や定着を図っています。また営業許可業種の見直しや届出創設について、県ホームページを利用しながら周知を行っています。

(2)の食中毒対策について。ノロウイルスによる食中毒は、ノロウイルス食中毒が一年を通じて発生が見られることから、新型コロナウイルス対策に有効なアルコール消毒だけでなく、衛生的な手洗いの励行による食中毒予防について啓発を実施しています。

②の食肉の生食又は加熱不足による食中毒については、腸管出血性大

腸菌カンピロバクター等の食中毒の原因として生又は加熱不十分な食肉の提供が疑われる事例が多いことから、飲食店に対し、中心部まで十分な加熱調理を行うよう啓発を行っています。

(3) の新型コロナウイルス感染症対策について、基本的な感染症対策の周知啓発を努めるとともに、新たにテイクアウトや宅配サービスを開始する飲食店に対し、適切なメニューの選定や十分な加熱調理等について指導を行っています。

次に三番目の食中毒の発生状況です。20 ページも参考に御覧ください。令和3年度に県内で発生した食中毒事件は4件であり、これは昨年度と発生数は同じです。令和3年度の食中毒の特徴は、例年冬から春に多くなるノロウイルスの食中毒が8月に起きたこと、また腸管出血性大腸菌O157 およびセレウスによる食中毒が約10年ぶりに起こったことが挙げられます。4月には、アニサキスを原因とする食中毒が発生しています。アニサキスは目視確認ができる程度できるので、調理の中で目視が充分でなかったことが要因の一つとして挙げられます。8月のノロウイルスを原因とする食中毒は、寿司を主に扱う飲食店で患者数が165名と多く発生しています。ノロウイルスに感染した従業員から食品が汚染されたことが要因として考えられています。8月の腸管出血性大腸菌を原因とする食中毒は自分で焼く焼肉店での発生です。原因は、客自らが焼く行為をする焼肉店のため、O157で汚染された食肉を客が加熱不十分で喫食したことや、トングの使い回しなどが原因の二次汚染などが考えられますが、特定には至っていません。11月のセレウス菌を原因とする食中毒は宅配弁当による食中毒です。原因は、施設内がセレウス菌で汚染されており、調理工程で食品に混入し増えた可能性が考えられます。

次に四番目の収去等検査結果です。18 ページに検体数の内訳を載せていますので、参考に御覧ください。監視指導計画では保健所、保健製薬環境センター、食肉衛生検査所で計2,465検体の検査目標であったのに対して結果は2,274検体と目標数を下回っていますが、基準違反となった検体はありませんでした。収去検査についても、コロナウイルス感染症の流行のため、保健所業務の都合が影響しています。今年度は、監視指導計画の目標数を満たせるよう、収去計画を立てながら実施しているところです。資料の21 ページには、違反苦情処理状況を載せていますので、参考に御覧ください。22 ページは、相談、講習会の実施状況ですので、参考に御覧ください。

副会長

ありがとうございました。それでは令和3年度徳島県食品衛生監視指

導計画実施（案）について、委員の皆様から御質問や御意見をいただきたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

〇〇委員

資料の6ページ、食中毒防止対策について、ノロウイルスによる食中毒は一年を通じて発生していることから、衛生的な手洗いの励行、調理施設の清掃、消毒、調理従事者を含む従業員の健康状態の把握とありますね。

調理して行く中で、賛否両論あろうかと思いますが、最近の主流として手袋をはいて、いろいろな食材を触りますね。私の家内、〇〇〇で調理を担当してしまして、五人ぐらいのスタッフでしているのですが、手袋をはいてないそうです。その理由は、この手袋をはいたままで、いろいろな物を触ると衛生的でないというわけです。そんなことをするより、まめに手を洗う方が清潔だと、そういう観念でそのようにしているそうです。手を洗うほどいいですよ。その点いかがですか。

副会長

事務局からお願いします。

事務局

はい、〇〇委員さんの奥様の言われるように、手洗いをしっかりするのが基本です。その中で、手袋を適切に使うのであれば、それも衛生的なやり方の一つですが、手袋をつけたことで安心してしまい、そのままいろんなものを触っていく。そういう状況ができてしまうこともありますので、手袋をつけたから大丈夫という考え方は、危険です。やはり調理の中での基本は手洗いをしっかりすることです。

副会長

ありがとうございました。他に何か御意見御質問ありませんか。

〇〇委員

カンピロバクターの食中毒について、先日、愛媛県で「鶏チャーシュー」を使ったラーメンでカンピロバクター食中毒が発生していたが、従来であれば焼き鳥店などの指導となると思うが、飲食店に対して啓発を行ったというのは、どの程度の範囲の飲食店に対して行ったのですか。

副会長

事務局お願いします。

事務局

愛媛県に関わらず、徳島県でも4月にカンピロバクターの食中毒が発生していますが、どの範囲の店に対してという質問は非常にお答えしづらいのですが、まずホームページといった形の広い形での周知の方法、

あと食品事業者に限っては5年に1回許可更新時には講習会等もありますので、そのような講習会を通じて定期的にカンピロバクターの予防について呼び掛けていきます。また実際に店舗に行って指導もするので、その際にカンピロバクターの食中毒の注意喚起をしています。

副会長

〇〇委員さんお願いします。

〇〇委員

昨年6月に完全施行された改正食品衛生法、これ、国の農水省の見解ですと、約62%の事業所が、これ（HACCP）ができているということで、昨年と比べて約19%上がったようです。そしてあと33%ぐらいが計画途中という回答があったとのことなのです。それでやはり（HACCPができている）事業主の中で10億円以上が9割と、ほとんどできているのに対して、約5,000万円未満の事業主は、5割に届いていないのが現状であるということが農水省の報告にありました。徳島県の見解としては、そういう数字は持たれているのですか。

副会長

事務局、回答できますでしょうか。お願いします。

事務局

農水省の結果については把握できていませんが、HACCPの導入率、実際、食品の許可業者に対してどれぐらいできているかは、実際データとしては持っていません。今年度の事業の中で、実際にはHACCPアドバイザーという方がいらっしゃいますので、中小規模の飲食店中心に、巡回指導に行くようお願いしていますので、その中で実際どの程度HACCPが浸透しているのか、それについては今すぐには出てきませんが、今年度末ぐらいにはその方々が行った店舗についてのデータが上がってくるようになっています。

〇〇委員

できればそういうデータも欲しいですね。事業主、やはり売上金額によって、どのぐらいHACCPができているのかを、やっぱり調べていただいたら、それだけ消費者も安心すると思います。よろしくお願いします。

副会長

ありがとうございました。年度末の会議には、また、データをある程度示していただければと思います。他に委員さん御質問無いでしょうか。

それでは少し考えていただく間に、会長から御意見とか御提言とかありますでしょうか。

会長

コロナで、手洗い、アルコール消毒が普及したことが、食中毒を防止する方向に良い方向に働いた。実際にそれを支える基盤として食品衛生法の改正の中では HACCP という制度ができたが、これが実際どの程度普及しているのか、あるいは実効をあげているのか、県の方で調査した数字があれば知りたい。特に事業者さん、監視指導事例の多い飲食店など、どの程度理解が進んでいるか、消費者の方ではどの程度理解が進んでいるか、分かれば教えていただきたい。

副会長

会長、ありがとうございます。今の御質問とも関連していると思いますが、回答をお願いします。

事務局

徳島県内での HACCP の普及率についての御質問については、先ほど少しお話したとおり、徳島県内の実際の普及率を調査したデータはありませんが、今年度の事業の中で一部そのようなデータが出てくると思います。あと、次の質問、御意見の部分の消費者の間で HACCP についての理解はどの程度なのかについては、まず県としては法改正への対応を優先していたために、事業者への HACCP 普及を中心に行っており、なかなか消費者の方への啓発は行えていないのが実情です。実際、消費者の方、どの程度 HACCP を理解されているのかは把握できていません。ただ、今年度の事業の中で、消費者の方に食品事業者が HACCP に取り組むようになり、より安全な食品を提供できるようにする仕組みができていたことを分かるような動画を作成しています。この動画ツールを活用しながら、消費者の方にも HACCP の理解が広がるよう取り組む予定です。

会長

ありがとうございます。「HACCP」という言葉は消費者には難しいと思うが、コロナのために、テイクアウト、デリバリーはだいぶ広がっている。その際に、食中毒防止の基本的な保存温度帯とか、温めてから早めに食べるとか、さらに普及していくのが大事ですので、御指導よろしくをお願いします。

副会長

会長、ありがとうございます。他に何かありませんか。

〇〇委員

今回の話の中で、コロナ禍のため、あまり飲食店に立ち入りできず、監視が十分に目標数に達しなかったというのがありましたが、今後、ウィズコロナの中でやって行く上で、リモートでの監視ですとか、その製

品を宅配してもらって調べるみたいな、そういう新たな取り組みとかは
ありませんか。

副会長

ありがとうございました。監視の方法について。お願いします。

事務局

監視の方法について、リモートでできないか、そういう検討はされて
いますが、実際、食品の製造業者にリモートするのはかなり困難とな
っています。やはり、現場に入って何が行われているのかを確認するこ
とが必要であり、リモートは実際、難しいです。営業者の事情で県が立
ち入りできなかったのは、実際コロナで客が少ないため、最初から閉め
ている店が一時期増えた事情もあり、監視に入るにも相手がいない事情
がありました。あと、保健所に食品衛生監視員を置いています。保健
所はコロナ対策の中心施設であり、どうしてもコロナ感染者が多くなると、保健所の人員で何とか対応しなければならないこともあり、食品監視に専念できる状況でなかったという事情がありました。

〇〇委員

ありがとうございます。

副会長

〇〇委員さんお願いします。

〇〇委員

前回の審議会でも質問したことですが、先ほどの〇〇委員の質問にも
関連しますが、この資料1-1、この重要度別監視指導の実施状況で、令
和2年度と3年度の目標がこの表の一番上に出ていますね。令和2年度
は8,779回、令和3年度が6,613回と、かなり回数数の目標ですから、目
標落としているわけですが、この令和2年度から令和3年度になる過程
で、どうしてこんなに目標を下げたのかということを考えて時に、これ
はコロナの感染ということをかなり織り込んでの目標を立てられたと
いう理解でよいのでしょうか。

副会長

事務局、お願いします。

事務局

その目標数の変化については、コロナの影響ではなく、実際に対象施
設数が出てくるようになってきていると思いますが、その業種に応じた対象
施設数が令和3年の6月で一度法改正を挟みまして、許可業種、届出業
種が大きく変更しました。それで対象施設数が変動して結果として算出
する目標数が変動してしまったのが大きな要因です。

〇〇委員

はい、わかりました。前回の審議会でお尋ねをしたのは令和4年度のこの目標が、令和3年度とあまり変わってなかったと思います。前年度の末に開かれました審議会（令和3年度第2回審議会）では、この実績（令和3年度の途中経過の数字）がかなり低かった。今この数字を見ても73.1%ということで、令和4年度の目標もこんなに高く設定して大丈夫なのですかと質問した記憶があります。そしてその時に安全衛生課長さんでしたか、コロナが収束する仮定のもとでということで、令和3年度同様の目標値を立てているという回答だったと思うのです。

コロナは、今、第七波ではないかといわれており、やはり収まるように収まらないのが、COVID-19の特性ではないかと考えますと、令和4年度の目標値をやや下方修正することも一つの手段ですし、前回尋ねたのは、もしコロナになった時に、その先ほどの〇〇委員のご質問にもあったように、コロナ禍でこの目標値を達成できるだけの検査の新たな手法として、どういう方法があるのか・・・ということを確認聞いたのですね。これやっぱり令和3年度が73.1%ということを考えて、令和4年度の実施状況を展望した時に、果たして本当にできるのか。この中で何かできる方法があるのか・・・これらの検討状況は事務局として、どのように今、考えられているのでしょうか。

副会長

ありがとうございました。それでは、令和4年度の実施方法、目標の達成方法についてお願いします。

事務局

令和4年度の分に関し、コロナの動向がまだ分からない状況ではありますが、実際、外食されはじめている状況になってきていますので、その状況で食品安全というのを多少下方修正した場合、それで監視体制は充分かというところが問題になるかと思います。前回の緊急事態宣言のように、飲食店が全部閉店する状況であれば、監視も頻度を考えて下げることありますが、今、現状として飲食店も動き始めている中なので、現状としては監視件数としては、このままでと考えています。

ただ、今後、コロナが徐々に増えていく気配もあり、それが本当に増えてしまった時、その時はやはり実際、そこに立ち入りできるかどうか、そういう問題が出てきますので、もう少し簡易な方法や、そういう方法がないか、検討したいと考えています。

副会長

ありがとうございました。他にありませんでしょうか。

私から、食品衛生とは少し離れますが、先ほども政策監の御挨拶にありましたように、今、第七波になろうかという感染拡大が起こっており、島根県では飲食店のクラスターが起こっているようで、今の感染 BA.5 です。感染力が強くなっていることで、むしろ接触感染よりエアロゾルの感染が多いということで、飲食店も、皆さんかなり利用するようになったので、小さな店でも換気が必要だと思いますが、いかんせん、すごく暑い夏ではクーラーも効かせないといけない、ということで、飲食店にとっては大変だと思います。全く食品衛生とは関係はないですが、監視される時に、(新型コロナウイルス対策として)換気の重要性も一緒にアナウンスするとか、いろいろな方法で食品、飲食店の方の関係に情報提供していただけたらと思います。

安全衛生課長

立ち入りするのは保健所であり、今週行われる担当者会議の中で、食品衛生だけでなく、新型コロナウイルスに対してお店が取り入れなければならないような、今、「三ツ星店」とか、県のいろいろな施策についてのパンフレットをお店に配布するようお願いする予定です。食品衛生も新型コロナ対策も併せて対策を取っていきたいと考えています。

副会長

ぜひよろしくをお願いします。他にありませんでしょうか。

〇〇委員

資料7ページの部分、マリントキシンの対策とある。毒素が高いと、潮干狩りの自粛を呼びかけるとあるが、最近アサリが採れなくなりました。特定の場所でしか採れず、採れても品質が悪い。吉野川やウチノ海では、環境が変わり、水質が悪くなったのではないかと。昔はアサリがたくさん採れた。埋め立てたら潮流が変わり、環境は良くなるのではないかと。海岸線について、何か対策する必要があるのではないかと。

副会長

貴重な大切な御意見ありがとうございました。御提言ということでもよろしいですか。担当部局の方にもしっかり伝えるということで。

それではお時間がまいりましたので、議題1についてお諮りしたいと思います。ただいま御議論いただきました令和3年度徳島県食品衛生監視指導計画実施結果(案)について、原案のとおりとすることで御異論ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは原案通り御承認いただきました。議事を進めます。議題2の令和3年度徳島県食品表示適正化計画実施結果(案)について、事務局

から説明をお願いします。

事務局

23 ページの資料 2 を御覧ください。食品表示の適正化に関する施策です。一番上の (1) 食品表示関連講習会等の参加数は、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、食品表示制度講習会を中止としましたが、令和 3 年度は、目標の 200 人に対し、目標を上回る 331 人となりました。詳細は 24 ページを開きください。

24 ページの一番上ですが、県主催の食品表示制度講習会を 7 月から 11 月にかけて、受付時に体温チェック、アルコール消毒を行うとともに三密を避けるため、座席間隔の確保、換気の徹底等、感染対策を行ない、8 回実施しています。

23 ページにお戻りください。(2) 食の安全安心情報ポータルサイトの活用促進ですが、目標の 3,000 回に対し、目標を上回る 7,344 回となりました。内訳は 26 ページに記載しています。

23 ページにお戻りください。(3) 表示相談窓口の充実ですが、目標の 3 回に対し、目標上回る 4 回となりました。詳細は、次のページの 24 ページを御覧ください。右側に○の付いた 4 回の講習会がありますが、その講習会の後に個別相談を実施しております。

23 ページにお戻りください。(4) 教育機関等との連携による講座等開催数ですが、目標の 25 回に対し、目標通りの 25 回となりました。詳細は 25 ページ、令和 3 年度消費者向けリスクコミュニケーション等開催実績を御覧ください。こちらは一番上の、ジュニア食品安全ゼミナールについては、小中学生を対象に計 13 回実施しています。その下の食品表示ゼミナールについては、高校生を対象に 5 回、さらに、その下のその他教育機関との連携については、高校生、大学生を対象に 7 回実施しており、合計 25 回です。

23 ページにお戻りください。(5) 食品表示 G メンによる立ち入り検査件数については、目標の 3,200 件に対し、2,393 件となり、こちらは、令和 2 年度と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、例年実施している夏期および年末の一斉監視については、保健所による業務負担が大幅に増加していることに鑑み、国が 2 年連続で夏期および年末の一斉監視の実施を見送ったことが大きな要因です。なお、この 2,393 件の指導件数のうち、軽微な表示の欠落、生鮮食品の農産物に原産地の表示がないものなどが 158 件でした。

(6) 食品偽装防止等の抑止力となる科学的産地等判別件数は、目標の 170 件に対し、目標通りの 170 件となりました。続いて、(7) 食品表示

ウォッチャーによる調査件数ですが、目標の1,300件に対し、目標を上回ります1,338件となりました。(8) 中国四国農政局徳島拠点との情報共有会議は、目標の12回に対し、目標通りの、月一回ペースで12回実施となりました。

(9) 事業者と連携したリスクコミュニケーションの開催は、目標の3回に対し、目標通りの3回となりました。詳細は、25ページをお開きいただき、一番下側の「事業者連携リスクコミュニケーション」を御覧ください。これは9月に開催しました消費者大学校大学院において、株式会社フルーツガーデン山形さんと、貞光食糧工業株式会社さんの食品製造現場での取り組みの紹介を行うとともに、阿南農業協同組合のゆず搾汁施設における取り組みをケーブルテレビで放送しました。

23ページにお戻りください。(10) 食に関する正しい知識の普及に関するイベントと参加者数は、目標900人に対し、目標を上回る1,244人となりました。詳細については25ページをお開きいただき、こちらの上の「ジュニア食品安全ゼミナール」から一番下の「事業者連携リスクコミュニケーション」の合計で1,244名です。23ページが、全10項目の結果であり、令和2年度では六項目で未達成でしたが、令和3年度では一項目が目標未達成で、コロナ前の状況に戻りつつありますが、今後の感染状況を見極めながら指導監視等を進めていきたいと思っております。

副会長

ありがとうございました。それでは只今御説明がありました、令和3年度徳島県食品表示適正化計画実施結果(案)について、御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひします。

〇〇委員

23ページの(3)で表示相談窓口の設置が令和3年度の実績では4回ですが、4回設置されてどれぐらいの相談件数があったのでしょうか。24ページを見ると相談窓口が設置される講習会と設置されない講習会がありますが、どういう講習会で設置されているのでしょうか。

副会長

ありがとうございます。それでは事務局回答お願ひします。

事務局

24ページの○印のついた相談窓口について、一番上の9月2日の分の件数については特にありませんでしたが、二番目の池田総合体育館での相談件数は3件、11月30日については1件、最後の四番目は3件相談をいただいております。どの講習会に窓口を設けるかについては、年間通じて「3回」という目標にしているのです、どこで設置するかは特に決め

ていません。年間目標に対し設けるようにしています。

〇〇委員

ありがとうございます。

副会長

出張の相談窓口が年間3回ということですね。あとは常設で相談窓口があるということです。

事務局

電話での相談窓口を常時設置しており、県庁安全衛生課と各保健所に設置しています。

〇〇委員

電話での相談件数というのはどれくらいでしょうか。

副会長

事務局お願いします。

事務局

手元に資料を持ち合わせていません。

副会長

ありがとうございました。他に御質問、御意見ありませんか。特にないようですので、会長、よろしくお願いします。

会長

食品表示について、徳島県は、適正化計画の超過達成や、ポータルサイトの拡大などの努力は高く評価できると思います。最近の消費者庁での動きと関連して、2点伺います。

まず、いわゆる健康食品を中心とした、虚偽誇大広告と消費者被害の拡大について、高齢者や若年層の被害実態はどの程度ありますでしょうか。もし、悪質な被害があるようならば、一般消費者に具体的な御指導や御支援が必要に思います。

次に、加工食品における食品添加物の「不使用・無添加表示・宣伝」について。今日追加資料として消費者庁のパンフをお配りしていると思いますが、不使用、無添加表示について必ずしも十分な理解が進んでいないように思います。つまり、「無添加」というと「良い物ではないか」ということで、消費者がこれを購入されることがあるようですが、消費者庁の取り組みとして徳島県に「新未来創造戦略本部」があるので、是非御協力いただいて適切な表示の推進を更に進めていただければと思います。

別途お配りした資料で、「ナチュラルミステイク ―食品安全の誤解を解く―」という本がありまして、これはアメリカの食品医薬品庁の方

がお書きになったのですけれど、アメリカでも「天然食品は安全だ」という考えがあり、間違っ、「天然ということで大丈夫だ」と思って食べてしまい、それで被害が出ることもあるようですけれども、日本では、食品添加物が教科書副読本の不適切な表示などを介して危険とされています。食品添加物における安全性の決定は、国際的にも、国内でも食品安全委員会などで、十分な確認をしてから、適切な量が使用されると思います。理解をもっと深めて、徳島県のおいしい産品を更に安全で衛生的に食べられるようになれば良いと思います。

食品安全委員会では、「いわゆる健康食品について」という冊子を出しておられます。皆さんの学校や職場でも御利用いただければと思います。

副会長

会長、ありがとうございます。それでは事務局から回答をお願いします。

事務局

まず一点目の健康食品などの消費者被害の県内における実態ですが、被害実態ではありませんが、県では県消費者情報センターを設置しており、消費生活相談受付状況を毎年公表しています。ホームページに掲載されていますが、その中で、健康食品に関する相談状況が掲載されています。具体的な状況については、令和3年度の状況では、県全体の消費者相談が2,378件あり、そのうち健康食品については84件です。令和2年度の健康食品に関する相談が139件あり、55件減っています。また、ホームページの中に、年代別の相談件数も掲載されており、上位5位までが載っており、令和3年度では20歳未満が第4位で5件、40歳代が第2位で21件、50歳代が4位で13件、80歳代以上が3位で10件となっております。幅広い年代において相談がされている状況です。

二点目、食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの普及啓発ですが、追加資料で、消費者庁が作成した「加工食品パッケージの添加物について無添加表示が変わります」というチラシを配布しています。令和4年3月30日に、食品表示基準のQ&Aが改正され、この食品添加物の不使用表示に関するガイドラインが追加されました。先般6月22日、消費者庁からこの啓発のチラシがホームページに掲載されたところです。徳島県では、このガイドラインの改正に伴い、わかめ加工業者に対し、わかめ商品の表示の点検、見直しに活用していただくよう通知を行うとともに、食品表示Gメンによる表示の監視指導において、このガイドラインの周知を図っているところです。会長御指摘のとおり、十分浸透

している状況にはないと考えられますので、消費者庁との連携協力は非常に重要であると考えています。

令和4年度は、新未来創造戦略本部において食品表示に関するプロジェクトは実施していませんが、次年度の予算編成に向け、新未来戦略創造本部の担当者と協議し、食品表示に関するプロジェクト等について相談してまいりたいと考えています。

会長

ありがとうございます。消費者庁との協力について紹介いただきましたが、健康食品については、景品表示法や健康増進法という法律でも虚偽誇大広告の禁止規定がありますので、健康被害が起こらないよう、例えば、健康保持増進の効果について疲労回復とか、血圧が高めの方にと、プロポリス含有とか、いくつかの具体例を挙げて、厚生労働省でも禁止している例があります。こういった広く見られる広告ですけれど、これが、皆さんが「そうか」ということで飛びつく要因になるかと思いますが、実際に健康被害が起きていなければ良いのですが、たくさん買わされてしまうなど、食品安全関連ではない問題もあると思いますので、是非、さらにリスクコミュニケーションを徹底していただきたいと思います。

副会長

会長、ありがとうございました。それでは、ほかに委員さんから御意見、御質問無いでしょうか。

〇〇委員

先日の新聞に、美郷の梅干しがピンチと載っていました。浅漬け等で食中毒が出たことで、食品衛生法に則った製造方法でないと売れなくなる・・・ということが載っていましたが、どうなりますか。個人的に作った商品、美味しいと思って買う人もいるのです。産直市などで売るのが許されないだけで、隣近所に配るのはいいのですか。

副会長

事務局、いいですか。

事務局

今回の法改正の中で漬物製造業という営業許可業種ができました。それにより営業許可が必要になったことであの報道になった背景はあります。今まで自分の家で作って自分で食べる、お友達にあげる程度であれば、営業ではないのですが、それがいろいろな人へとなり、営業になるような業になりますと、食品衛生法の手続きをお願いすることになります。

〇〇委員

ありがとう。

副会長

他に御意見御質問はありませんでしょうか。

それでは無いようですので、お諮りしたいと思います。令和3年度徳島県食品表示適正化計画実施結果（案）について、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございました。それでは議題3のその他に移ります。会長から御提案があるとお聞きしています。お願いします。

会長

別途お配りした資料で、「ナチュラルミステイク ―食品安全の誤解を解く―」という本の紹介と、「風評被害」という言葉の罪と罰―「トリチウム水」強制放出をどう考える？―という論文をお届けしました。長いので詳しくお話できないが、事前に配布いただいたので、御質問あれば、今でもお答えするし、後で県を通じて御質問いただいても結構です。

副会長

ありがとうございました。会長の論文は事前配布していただいているが、読まれて何か御質問とか御意見ありませんでしょうか。

事務局

「風評被害という言葉の罪と罰」という論文を読ませていただいた中で、残留農薬の基準のお話も取り上げられていたと思いますが、ちょうど6月に残留農薬基準違反があり、実際に自主回収などの措置を取った事例がありましたが、実際、この風評被害を起こさないように行政はどうやって対応したらいいのだろうかというのは、常に考えているところです。しかし、実際、この規制の中で、やはり基準を超えてしまったら回収してください、ということになりますし、県民にもやはりお知らせしないといけない部分があるのですが、その中で風評被害をできるだけ小さくするために、どんなことを心がけたら良いでしょうか。もし何かいいお考えとか、先生の思われるところがありましたら、御意見いただけたらと思います。

会長

「風評被害」という言葉は、よく専門家や行政の方が使っていて、消費者の方が良く理解していないから間違っって判断してしまうのではないか、そのために「放射能で汚染されているから福島の物は買わない」

とか、いろいろなことが起きているのではないかと、と思いますが、お手元の論文にも書きましたが、基準がかなり厳しい側に設定されていて、そのために、すでにこの厳しい基準を達成しているにも関わらず、みんなが心配してしまう・・・という状況になっていると思います。この基準は実際どの程度のものなのか、その達成状況はどうか、徳島県でも食品の放射性物質汚染の検査では安全性は十分達成されていると思いますし、BSE についてはとうに無くなっている状況ですが、例えば私が徳島大学に赴任していた時に、すだちの農薬基準違反というものがあり、最大 2.8ppm の検出で、基準値 0.5ppm の数倍だということで収穫した未販売品は全部回収ということがありました。しかし、残留基準の決め方は、マイナー作物については、どちらかというと厳しい基準が割り振られる状況があります。そういう背景がある中で、メディアに「基準値と比べて何倍」という報道がされてしまうことになり、他方で実際に食べても健康被害はないと厚生労働省が説明するわけです。そのため基準値の意味を皆さんによく理解していただけるような教育、御指導が更に必要と思います。「風評被害」という言葉は、しばしば使われていますが、特にメディアの方を中心にその使い方を考えていただきたいなと思います。

副会長

ほかに、今の会長のお話等について何か。メディアの〇〇委員さん、何かありませんでしょうか。

〇〇委員

そのことについてはメディア側も充分注意をしているつもりです。食品に限らず、現代社会は SNS ですごく拡散される時代に入っています。例えば、卑近な例で言えば、子供に新型コロナワクチンを打つかどうかということで、それを強力に反対している団体もあります。

例えば、新聞広告にそういう意見広告という形で、それを掲載するという動きもありましたが、うちの場合、それは掲載しませんでした。その理由は、エビデンスがないからです。やはり行政ができることは、エビデンスをきちんと示すことだと思います。

行政のホームページで、いろんなその風評というものがある中で、我々はこういうデータに基づいてこういう考えを持っている、ということきちんと公の機関が発信することが大事ではないか。僕らも、この現代社会のその情報の伝わり方の特徴をよく知っているの、僕らも本当に慎重にそこらあたりは構えているので、ツイッターの世界なんて、本当にすごいことたくさん書いているが、裏がとれるものは僕らも取っ

ているし、是非とも、行政機関もエビデンスがある場合はそれをきっちり出す、示すことが肝要ではないかと考えています。

副会長

ありがとうございました。

会長

ありがとうございます。メディアの方に責任を押しつけるつもりはございません。〇〇新聞さんは非常に専門的なこともきちんと応えておいでだと思います。

「風評被害・・・」の論文については、今まで、福島県大熊町では帰還できる人がまだ十数パーセントという異常事態が続いています。こうした状況をなんとかしなくてはいけない。論文に書きましたが、福島県ではまだ、自分のふるさとの家に帰れないという人が3万人もおられるという状況を、なんとか正しい理解をもって、その人たちも安全で普通の生活をしてもらえるようにしたいという気持ちがあります。それにはやはり、適切な理解の促進が必要で、風評被害という言葉の間違って拡大していくというのは、非常に危険だと思いますので、その辺の御理解をよろしく願います。御質問等ありましたら、のちほど県を通してお寄せいただければお答えします。

副会長

ありがとうございました。会長の論文に対して御質問、御意見がなければ、何かその他のところで、特にこれはという御意見とかありませんでしょうか。

無いようでしたら、これで議事を終了します。御協力ありがとうございました。

進行

長時間の御審議ありがとうございました。本日ウェブ会議で御参加の会長から一言お願いしたいと思います。よろしく願います。

会長

皆さんお忙しいところお集まりいただき、御協力ありがとうございました。また副会長様には進行していただきありがとうございました。今日お話ししていただいたことを県でいろいろ取り組んでいただき、県民の皆様によく御理解いただいて、さらに協力が進んでいくことが望まれるし、特に HACCP アドバイザーの創設とか、いろんなリスクコミュニケーションの取り組みなど先進的になさっていますので、さらにこういったことが進んでいきますように、委員の皆様、県職員の皆様のお力を御期待申し上げます。ありがとうございました。

進行

ありがとうございました。それでは審議会の終了にあたり、消費者くらし安全局長から御挨拶を申し上げます。

消費者くらし
安全局長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきますとともに貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。本日皆様方からいただきました。御意見等は政策に反映させるなど、今後も皆様方と連携を図りながら、県民の食の安心安全の確保に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。皆様方にはなお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

進行

以上をもちまして、令和4年度第1回徳島県食の安全安心審議会を終了させていただきます。